

○大雪消防組合消防衛生管理規程

〔昭和60年7月1日〕
訓令第2号

改正 平成2年4月1日訓令第1号 平成19年2月26日訓令第5号
平成28年9月30日訓令第2号

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 衛生管理体制
 - 第1節 衛生推進者等（第6条～第8条の2）
 - 第2節 衛生関係者会議（第9条～第11条）
- 第3章 衛生管理業務
 - 第1節 衛生教育（第12条・第13条）
 - 第2節 健康診断（第14条～第20条）
 - 第3節 健康異常者の管理等（第21条～第23条）
 - 第4節 健康の保持増進（第24条・第25条）
 - 第5節 福利厚生等（第26条・第27条）
 - 第6節 環境衛生（第28条～第30条）
 - 第7節 防疫等の措置（第31条～第33条）
- 第4章 記録及び報告等（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、大雪消防組合における消防の職場及び職員の衛生管理に必要な事項を定め、快適な職場環境の形成を促進するとともに職員の健康の保持増進に資することを目的とする。

（法令等との関係）

第2条 大雪消防組合における消防の職場及び職員の衛生管理については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）並びに、これらに基づく命令（以下「衛生管理に関する法令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（所属長の責務）

第3条 所属長（消防本部にあつては次長又は庶務課長、消防署にあつては署長をいう。以下同じ。）は、衛生管理の責任者として快適な職場環境の形成の促進及び職員の健康の保持増進に努めなければならない。

（衛生推進者の責務）

第4条 衛生推進者は、衛生管理に関する法令及びこの規程に定めるところに従い、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（職員の責務）

第5条 職員は、常に自己管理を図り最良な健康状態を保持するとともに快適な職場環境の形成に努めなければならない。

2 職員は所属長及び衛生推進者の行なう衛生管理上の措置に従い、又は協力しなければならない。

第2章 衛生管理体制

第1節 衛生推進者等

（衛生推進者）

第6条 消防本部及び消防署に衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) 職場環境衛生上の調査及び改善に関すること。
- (2) 救急用具等の点検及び整備に関すること。
- (3) 衛生教育に関すること。
- (4) 健康診断、健康相談、ストレスチェックその他職員の健康の保持増進に必要な事項に関すること。
- (5) 休職者、長期欠勤者その他健康に異常がある者に関すること。
- (6) 健康障害の防止に関すること。
- (7) その他衛生管理に関すること。

3 衛生推進者は、前項各号に掲げる事務に関し、必要に応じ所属長に対し、改善措置等について意見を具申することができる。

（衛生推進者の構成）

第7条 消防長は、労働安全衛生法に定める資格を有する者で、次の各号に掲げるものうちから衛生推進者を選任するものとする。

- (1) 消防本部にあつては庶務課長補佐又は庶務係長
- (2) 消防署にあつては次席又は上席係長
- (3) 衛生管理者及び職員の福利厚生担当係

2 衛生管理業務の運用を図るため、消防本部に所属する衛生推進者を総括衛生推進者とする。

（衛生管理員）

第8条 所属長は、衛生推進者の事務を補助させるため必要に応じ衛生管理員を選任することができる。

2 衛生管理員は、衛生推進者の指示を受け衛生管理に関する事務を誠実に行なわなければならない。

（衛生推進者等に対する教育等）

第8条の2 所属長は、職場及び職員の衛生水準の向上を図るため、総括衛生推進者、衛生推進者及び衛生管理員に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるよう努めなければならない。

第2節 衛生関係者会議

（衛生関係者会議）

第9条 消防本部に衛生関係者会議を置く。

2 衛生関係者会議は、次の各号に掲げる衛生管理に関する基本的な事項及び重要な事項を

調査審議する。

- (1) 職場環境の整備及び改善に関すること。
- (2) 衛生に関する規程に関すること。
- (3) 衛生教育の実施計画に関すること。
- (4) 健康の障害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (5) 健康に異常のある者の健康管理に関すること。
- (6) 健康の保持増進を図るための実施計画に関すること。
- (7) その他衛生管理上重要な事項に関すること。

（衛生関係者会議の構成）

第10条 衛生関係者会議は次の各号に定める者をもって構成する。

- (1) 衛生推進者
- (2) 衛生管理員
- (3) その他職員のうち消防長が指名した者

2 会議において、所属長の出席を求め審議事項について相互に検討することができる。

（衛生関係者会議の開催）

第11条 衛生関係者会議は、年1回以上とし総括衛生推進者が招集する。

第3章 衛生管理業務

第1節 衛生教育

（一般教育）

第12条 所属長は、職員に対し職員の衛生及び健康保持に関する知識の向上を図るため、あらかじめ定める衛生に関する教育計画に基づき衛生教育を実施しなければならない。

（特別教育）

第13条 所属長は前条に定める教育を実施するほか、次の各号に掲げる職員に対し、衛生教育を実施しなければならない。

- (1) 新たに採用された者
- (2) 著しく業務の異なる部署に配置された者
- (3) その他消防長が特に必要と認めた者

第2節 健康診断

（採用時健康診断）

第14条 消防長は、職員を採用するときは、消防職員として必要な健康状態に配慮した既応歴の調査等について、医師による健康診断を行わなければならない。

（定期健康診断）

第15条 所属長は、職員に対し毎年1回以上定期的に年齢又は職務に応じた項目について医師による健康診断を行わなければならない。

（特別健康診断）

第16条 所属長は、前2条に定める健康診断のほか、必要があると認められる場合においては関係職員に対して特別な健康診断を行わなければならない。

（健康診断の周知）

第17条 所属長は、前3条に定める健康診断を行うときは、日時、場所、健康診断の項目その他必要な事項を定め、あらかじめ職員に周知するものとする。

（健康診断の受診）

第18条 職員は指定された日時及び場所において健康診断を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により健康診断を受けることが出来ない者は、別に指定された日時及び場所において健康診断を受けなければならない。

（精密検査）

第19条 所属長は、第15条及び第16条に定める健康診断の結果、異常の認められた職員に対し、精密検査を受けさせなければならない。

（健康診断結果の通知）

第20条 所属長は、第15条、第16条及び第19条に定める健康診断及び精密検査の結果を速やかに消防長及び本人に通知しなければならない。

第3節 健康異常者の管理等

（精密検査の結果の判定）

第21条 消防長は、第19条に定める精密検査により健康に異常が認められた職員（以下「健康異常者」という。）について医師と協議のうえ、次に定める区分により判定し、所属長及び本人に通知しなければならない。

- A 要療養者 勤務を休む必要がある程度の病状であるもの
- B 要観察者 勤務に制限を加える必要がある程度の病状であるもの
- C 要注意者 勤務をほぼ平常通り行なってよい程度の病状であるもの
- D 健康扱者 勤務を平常通りに行なってよいもの

（所属長の措置）

第22条 所属長は、前条に定める区分により判定された健康異常者のうち、次の各号に掲げる職員については、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 要療養者 就業の禁止及びその病状に応じた入院治療等の適当な療養
- (2) 要観察者 勤務時間の短縮、配置替その他適当な措置
- (3) 要注意者 過重な勤務及び時間外勤務の抑制その他適当な措置

（療養等の義務）

第23条 健康異常者は、主治医、衛生推進者及び所属長の指導、指示に従い療養等に専念し、自己の健康回復等に努めなければならない。

第4節 健康の保持増進

（心理的な負担の程度を把握するための検査）

第24条 所属長は、希望する職員に対し、毎年1回、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。第6条第2項において同じ。）を行わなければならない。

- 2 所属長は、前項のストレスチェックを受けた職員のうち、衛生管理に関する法令で定める要件に該当する者が医師等による面接指導を希望する場合、当該医師等による面接指導を実施しなければならない。
- 3 所属長は、前項の面接指導を行った場合には、職員の健康保持のために必要な措置について、医師等に意見を聴取するものとし、必要があると認めるときは、職員の心理的な負担を軽減するための適切な処置を講じなければならない。

（ストレスチェックの周知）

第4編 人事（大雪消防組合消防衛生管理規程）

第25条 所属長は、ストレスチェックを行うときは、日時、質問項目その他必要な事項を定め、あらかじめ職員に周知するものとする。

第5節 福利厚生等

（便宜の供与等）

第26条 所属長は、職員の健康保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他活動についての便宜を供与する等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（職員に対する配慮）

第27条 所属長その他管理職にある者は、職員の健康に留意して、職員の従事する業務を適切に管理するよう努めるとともに、職場環境及び職員の健康に係わる職員の苦情相談に応じる等、職員に対し適切な配慮をするよう努めなければならない。

第6節 環境衛生

（衛生推進者の巡回）

第28条 衛生推進者は、少なくとも毎月1回以上庁舎を巡回し、職員の衛生管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

（環境整備）

第29条 所属長は、常に環境整備に配慮し、執務場所、休憩室、仮眠室、便所、その他の場所の清潔を保ち、照明、採光、換気等を良好な状態に維持するとともに、これらの改善に努めなければならない。

（救急用具等）

第30条 所属長は、職員の応急手当に必要な救急用具及び材料等を備えその設置場所及び使用方法を職員に周知させなくてはならない。

2 所属長は、前項に定める救急用具及び材料等を常に清潔に保たなければならない。

第7節 防疫等の措置

（防疫）

第31条 所属長は、その管理する庁舎等において伝染病（伝染病予防法（明治30年法律第36号）第1条及び第3条の2に定める疾病をいう。以下同じ。）又は食中毒が発生若しくは発生するおそれがあるときは、直ちに消毒等必要な措置を講じなければならない。

（伝染病等発生時の届出）

第32条 職員は、自己又は同居中の者が伝染病又は食中毒にり患したときは、速やかに所属長に届け出なければならない。

（消防業務従事後の健康管理）

第33条 所属長は、職員が消防活動に従事したときは、必要に応じ次に掲げる措置をとり、健康管理に万全を期さなければならない。

（1） 帰署後、速やかに職員に身体異常の有無を確認させること。

（2） 洗身、洗眼、うがい、保温等を励行させること。

2 所属長は、職員が救急業務に従事し伝染性疾病にり患のおそれがあると認められる場合には、消毒の実施、医師の診断等必要な措置を講じなければならない。

第4章 記録及び報告等

（各種記録及び報告等）

第34条 衛生推進者は、次に掲げる衛生管理に関する記録を整備し、所属長に報告すると

第4編 人事（大雪消防組合消防衛生管理規程）

ともに必要に応じて消防長に報告しなければならない。

- (1) 衛生関係者会議記録
- (2) 衛生教育実施記録（別記様式第1号）
- (3) 職員の健康管理（健康管理表）の記録（別記様式第2号）
- (4) 健康異常者の状況の記録
- (5) 衛生巡回結果の記録（別記様式第3号）
- (6) 救急用具等の記録（別記様式第4号）
- (7) 消毒実施結果の記録
- (8) その他衛生管理上必要な記録

2 前項の記録の文書の保存期間は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、3年間とする。

（委任）

第35条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日訓令第1号）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月26日訓令第5号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日訓令第2号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

別記様式第1号(第30条関係)

衛 生 教 育 実 施 記 録	
実 施 場 所	
実 施 日 時	自 年 月 日 時 から 延時間 至 年 月 日 時 まで
教 育 対 象 者	新 採 部署替 その他
講 師 等	(医 師) (保健婦) (学歴経験者等)
教 育 内 容	
備 考	

第4編 人事（大雪消防組合消防衛生管理規程）

別記様式第2号(第30条関係)

職 員 健 康 管 理 記 録 表							
所 属		氏 名		生年 月日	年 月 日		
検 査 年 月 日	身長cm	体重kg	視 力		色 覚	聴 力	
			右	左			
(歳) 年 月 日	cm	kg			正 弱 盲	正 難	
・ ・	cm	kg			・ ・ ・	・ ・	
・ ・	cm	kg			・ ・ ・	・ ・	
・ ・	cm	kg			・ ・ ・	・ ・	
・ ・	cm	kg			・ ・ ・	・ ・	
既 応 歴							
健 康 診 断 等 受 診 記 録	受診年月日	受 診 種 別	結 果 記 録				
	年 月 日						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
※ 受診種別欄には、定期検診、胃腸検診、総合、ガン検診、成人病等を記載							

第4編 人事（大雪消防組合消防衛生管理規程）

療 養 休 暇 等 の 記 録				
療養年月日		期 間	病 名	概 要
自	至			

第4編 人事（大雪消防組合消防衛生管理規程）

別記様式第3号(第30条関係)

衛生管理点検(巡回)記録表						
所属	点検 年月日			年月日	衛生 推進者	
点検種別 点検箇所	点検内訳					
	一般事項			備付物品の清掃、消毒、 検査等の有無、良否等	その他	
	清掃 整理	換気	照明 採光			
屋外敷地等				・側溝清掃、その他 ・害虫防除有無		
車庫（物品庫）				・可燃ガス滞留有無		
玄関、ホール				・マット等の状況		
廊下・階段				・不用物品放置有無		
事務室				・事務備品汚損有無		
通信室、休憩室				・備品等の汚損有無		
仮眠室				・供用寝具の汚損有無 ・寝具消毒、乾燥良否		
洗面所（流し）				・食器、フキン、手拭、流し 台清掃・飲料水質検査有無		
講堂						
便所				・便器・手洗清掃有無 ・消毒、防虫有無		
その他 室						
所見 (改善事項等)						

別記様式第4号(第30条関係)

救急用具（薬品）等保管簿				所 属						
				衛生推進者						
救 急 用 具	品 名	数量	配置年月日	品 名	数量	配置年月日				
救急薬品の補充消費記録										
品 名	員 数	現在高			現在高			現在高		
		補 充	消 費	月/日	補 充	消 費	月/日	補 充	消 費	月/日